

令和8年

第1回会津坂下町議会 臨時会会議録

自 令和8年1月29日

至 令和8年1月29日

福島県会津坂下町議会

令和8年第1回会津坂下町議会臨時会会議録

令和8年1月29日から令和8年1月29日まで第1回臨時会が町役場議場に招集された。

令和8年1月29日 午前10時00分

1. 応招議員(13名)

1番 高久敏明	3番 目黒克博	4番 物江政博
5番 横山智代	6番 小畑博司	7番 佐藤宗太
8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子	10番 五十嵐一夫
11番 水野孝一	12番 酒井育子	13番 山口享
14番 赤城大地		

2. 不応招議員(1名)

2番 五十嵐孝子

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 鈴木久	書記 高久佳菜
書記 松本功	

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長 古川庄平	副町長 板橋正良
教育長 鈴木茂雄	総務課長 佐藤秀一
政策財務課長 長谷川裕一	建設課長 古川一夫
産業課長 渡部聡	庁舎整備課長 遠藤幸喜
出納室長 五十嵐利彦	教育課長 蓮沼英樹
子ども課長 小瀧節子	監査委員 仙波利郎

◎開会及び開議の宣告

◎議長(赤城大地君)

只今の出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。

なお、2番五十嵐孝子君より、所用のため欠席の届出がありますので、ご報告いたします。

(開議 午前10時00分)

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程の通りであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長(赤城大地君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として10番五十嵐一夫君、12番酒井育子君の2人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長(赤城大地君)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1回臨時会の会期は本日1日としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。よって本臨時会は本日1日と決定いたしました。

◎町長あいさつ

◎議長(赤城大地君)

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(赤城大地君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

本日ここに令和8年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日もご提案申し上げます案件は、専決処分の報告及びその承認についての承認1件、福島県の給与改定に準拠し町三役及び議会議員の期末手当の改定に係る関係条例の一部改正が3件、学校給食センター厨房調理機器に係る財産の取得について及び、令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第10号)の議案計6件のご提案となります。

上程した案件につきましては、印刷物により、お手元に差し上げた通りであります。何卒慎重なるご審議の上、原案の通り承認賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎承認第1号から議案第5号まで一括上程・説明

◎議長(赤城大地君)

日程第3、承認第1号「専決処分の報告及びその承認について 専決第1号 令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第9号)」から、議案第5号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第10号)」までの6件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記(松本功君)

- 承認第1号 専決処分の報告及びその承認について
専決第1号 令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第9号)
- 議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第2号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 財産の取得について
- 議案第5号 令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第10号)

◎議長(赤城大地君)

これより、一括議題とした議案について、順次説明を求めます。

初めに、承認第1号について説明を求めます。

◎政策財務課長(長谷川裕一君)

議長、政策財務課長。

◎議長(赤城大地君)

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長(長谷川裕一君)

専決第1号 令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第9号)についてご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に1,276万5千円を追加し、予算の総額を102億8,066万2千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

なお、本補正予算は地方自治法第179条第1項の規定により、1月23日付けで専決処分した補正予算であり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

本補正予算の内容は、衆議院議員総選挙の執行に伴う予算の補正になります。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書の1ページをご覧ください。「1:総括」の歳入については、15款:県支出金のみで、補正前の額102億6,789万7千円、補正額1,276万5千円の増、補正後の額102億8,066万2千円となります。

2ページをご覧ください。

歳出については、2款:総務費のみで、補正前の額、補正額、補正後の額は歳入と同額となります。財源内訳は、国県支出金が1,276万5千円の増となります。

3ページをご覧ください。「2:歳入」についてご説明いたします。

15款3項1目:総務費県委託金、補正額1,276万5千円の増は、衆議院議員総選挙に係る国からの委託金を計上しました。

4ページをご覧ください。

「3:歳出」についてご説明いたします。2款4項5目:衆議院議員総選挙費、補正額1,276万5千円の増は、2月8日執行の衆議院議員総選挙費を計上しました。

まず、1節:報酬、155万6千円の増は、投開票の管理者や立会人および事務補助員の人件費を計上しました。

次に、3節:職員手当等、630万1千円の増は、選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当

等になります。

次に、10節：需用費、136万8千円の増は、事務消耗品費、投票所の燃料費等になります。

次に、11節：役務費、123万1千円の増は、郵便料、新聞への広告掲載料等を計上しました。

次に、12節：委託料、125万3千円の増は、ポスター掲示板設置および撤去、入場券作製等になります。

次に、17節：備品購入費、63万8千円の増は、開票台6台および投票用紙計数機1台の購入費用を計上しました。

説明は以上です。

◎議長(赤城大地君)

続いて、議案第1号から議案第3号まで説明を求めます。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議長、総務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤総務課長。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議案第1号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

今回の改正は、福島県において、特別職及び議会議員の期末手当の支給月数の引き上げが実施されたことに伴い、町でも同様の措置を講じたいとするものです。

詳細につきましては、資料の「新旧対照表」により、ご説明を申し上げます。

第1条では、第4条中「100分の165」を「100分の170」に改めます。

第2条では、第4条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改めるものです。

本文に戻っていただき、附則第1条として、この条例は、公布の日から施行するものとし、ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものです。

第2項では、第1条の規定による改正後の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用するものです。

第2条では、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすとするものです。

説明は以上であります。

次に、議案第2号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

今回の改正は、福島県において、特別職及び議会議員の期末手当の支給月数の引き上げが実施されたことに伴い、町でも同様の措置を講じたいとするものです。

詳細につきましては、資料の「新旧対照表」により、ご説明を申し上げます。

第1条では、第2条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改めます。

第2条では、第2条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改めるものです。

議案本文に戻っていただき、附則第1条では、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するとするものです。

第2項では、第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用するとするものです。

第2条では、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすとするものです。説明は以上であり

ます。

次に、議案第3号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

今回の改正は、福島県において、特別職及び議会議員の期末手当の支給月数の引き上げが実施されたことに伴い、町でも同様の措置を講じたいとするものです。

詳細につきましては、資料の「新旧対照表」により、ご説明を申し上げます。

第1条は、第5条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改めます。

第2条は、第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改めるものです。

議案本文に戻っていただきまして、附則第1条として、この条例は、公布の日から施行し、ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するとするものです。

第2項では、第1条の規定による改正後の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用するとするものです。

第2条では、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすとするものです。

説明は以上であります。

◎議長(赤城大地君)

続いて、議案第4号について説明を求めます。

◎教育課長(蓮沼英樹君)

議長、教育課長。

◎議長(赤城大地君)

蓮沼教育課長。

◎教育課長(蓮沼英樹君)

議案第4号 財産の取得について、ご説明いたします。

これは、財産の取得にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

財産の名称、種類、数量につきましては、学校給食の調理に使用いたしますスチームコンベクションオープン2台、及びスチームコンベクションオープン(サラダ用)1台の、計3台であり、それぞれラックカート及びダイヤルガードを附属いたします。

取得の方法は指名競争入札、取得予定価格は1,573万円、取得の相手方は福島アイホー調理機株式会社 代表取締役 渡邊秀忠でございます。

説明は以上でございます。

◎議長(赤城大地君)

続いて、議案第5号について説明を求めます。

◎政策財務課長(長谷川裕一君)

議長、政策財務課長。

◎議長(赤城大地君)

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長(長谷川裕一君)

議案第5号 令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第10号)について説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に、33万9千円を追加し、予算の総額を102億8,100万1千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による とするものです。

今回の補正予算は、町三役や町議会議員の期末手当改定に伴う補正、中山間地域等直接支払事業費補助金及び国勢調査交付金の追加交付に伴い補正するものです。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。事項別明細書の1ページをご覧ください。

「1:総括」の歳入につきましては、15款:県支出金のみで、補正前の額 102億8,066万2千円、補正額 33万9千円の増、補正後の額 102億8,100万1千円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款:議会費から14款:予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。財源内訳につきましては、国県支出金が33万9千円の増であります。

3ページをご覧ください。

「2:歳入」についてご説明いたします。15款2項4目:農林水産業費県補助金、補正額4万4千円の増は、中山間地域等直接支払事業費補助金の追加交付によるもので、補助率は10分の10です。

3項1目:総務費県委託金、補正額29万5千円の増は、国勢調査交付金の追加交付によるもので、補助率は10分の10です。

4ページをご覧ください。

「3:歳出」についてご説明いたします。1款1項1目:議会費、補正額22万3千円の増は、町議会議員の期末手当の改定に伴うものです。

2款1項1目:一般管理費、補正額8万3千円の増は、町長、副町長の期末手当の改定に伴うものです。

5項5目:国勢調査費、補正額29万5千円の増は、まず7節:報償費は、国勢調査報告会に係る謝礼で、指導員・調査員分で13万6千円の増、8節:旅費は、国勢調査報告会出席に伴うもので8千円の増、10節:需用費は、報告会用の事務用品や印刷製本費で12万1千円の増、11節:役務費は、報告会の郵便料で3万円を増額するものです。

6款1項3目:農業振興費、補正額4万4千円の増は、中山間地域等直接支払事業に係る事務用品を増額するものです。

5ページをご覧ください。

10款1項2目:事務局費、補正額3万4千円の増は、教育長の期末手当の改定に伴うものです。

最後に14款1項1目:予備費、補正額34万円の減は、歳入歳出額の調整による減額となり、これにより予備費総額は、4,512万2千円となります。

説明は以上です。

◎議長(赤城大地君)

以上をもって、議案の説明を終わります。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

まず承認第1号「専決処分の報告及びその承認について 専決第1号 令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第9号)」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎6番(小畑博司君)

議長、6番。

◎議長(赤城大地君)

6番、小畑博司君。

◎6番(小畑博司君)

マスクミ等で今報道されている衆議院議員総選挙の関係で、雪がからんで掲示板を立てられない、あるいは非常に遅れているとか、入場券が間に合わないとか様々なことが報道されている

んですけど、現在の進捗も併せてご報告いただけたらと思います。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議長、総務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤総務課長。

◎総務課長(佐藤秀一君)

掲示板については80か所設置をこれまでしておりまして、今回も同じ数の掲示板を設置しております。

中にはやはり屋根からの落雪によってその場所に設置できないという箇所が1か所あったので、そちらの方は変更したということでございます。

入場券につきまして、月曜日の午後に到着しましたので、いろいろ抜き取りの作業等して火曜日に発送しておりますので、今日明日には概ね届くのではないかというふうに思っております。

なお、昨日から期日前投票始まりましたが、やはり入場券が届いていないので、若干出足は鈍いというふうに感じております。

期間が短かったことによる事務作業の遅れはありますが、特に雪とかそういったものの影響は無いということであります。

◎議長(赤城大地君)

よろしいですか。

◎13番(山口享君)

議長、13番。

◎議長(赤城大地君)

13番、山口享君。

◎13番(山口享君)

教えていただきたいのが、報償費のポスター掲示板設置と委託料のポスター掲示板設置の違いをまず教えていただきたいです。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議長、総務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤総務課長。

◎総務課長(佐藤秀一君)

報償費につきましては、掲示板を設置する場所が民間の場合、お礼として若干ですが、商品券をお配りさせていただいているということと、ポスター掲示用の看板を作成しますので、それを設置して最終的に撤去するまでの作業の委託をシルバー人材センターをお願いをしているということになります。

◎13番(山口享君)

議長、13番。

◎議長(赤城大地君)

13番、山口享君。

◎13番(山口享君)

わかりました。

1年4か月前に総選挙があった時の金額を忘れてしまったんですけども、町議会だとか町長選の時は800万位だったと思うんです。

今回、雪のために手当てが増えたのかどうか確認をお願いします。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議長、総務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤総務課長。

◎総務課長(佐藤秀一君)

雪とは関係ないんですが、今年参議院選挙が終わってからだと思いますが、投票の立会人等の報酬は増額になっております。

また、期間がちよっと長いので、そういう意味では全体的な増額になっているということでございます。

◎議長(赤城大地君)

他にございますか。

◎6番(小畑博司君)

議長、6番。

◎議長(赤城大地君)

6番、小畑博司君。

◎6番(小畑博司君)

ついでにお聞きしますが、投票時間の繰上げ繰り下げについてはどのようになっているのでしょうか。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議長、総務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤総務課長。

◎総務課長(佐藤秀一君)

まず、期日前投票については、8時30分から20時ということで、変更はございません。

当日の投票所における投票時間については、これまで朝7時から夜7時までの12時間ということで実施しておりましたが、今回に限って開始と終了をそれぞれ1時間ずつ繰り上げ繰り下げしまして、朝8時から夕方18時で終了するというので実施をいたします。

なお、投票率の低下なんかも心配されるんですが、実際に昨年のような大雪が前日から降った時のことを考えると、どうしても我々としてはやむを得ない措置であると考えた結果このような時間とさせていただきます。

◎議長(赤城大地君)

他にございますか。

◎10番(五十嵐一夫君)

議長、6番。

◎議長(赤城大地君)

10番、五十嵐一夫君。

◎10番(五十嵐一夫君)

ポスター掲示板の設置です。12の委託料。

こうやって委託料がありますと、非常にそこで仕事をする方にとっても大変いいことあります。

他ではですね、掲示板の設置が半減するくらいの所もありました。当坂下町では、80か所ということでありますけども、こういった姿勢、町の取り組みについては、一生懸命町でやったからなのか、他ではどうなのか分かりませんが、町としては大変誇れることなのか、その辺どういうふうを考えているのかをまず伺います。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議長、総務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤総務課長。

◎総務課長(佐藤秀一君)

当然選挙としては、ポスターの掲示によって選挙の投票先の選択ですとか、投票に行っていた

だくために必要なものであるというふうに考えておりますので、町としては80か所雪の中で設置したことに対しては当たり前のことだというふうに認識をしております。

◎10番(五十嵐一夫君)

議長、10番。

◎議長(赤城大地君)

10番、五十嵐一夫君。

◎10番(五十嵐一夫君)

非常に良い答弁であります。

坂下は当たり前のこと、じゃあ他は当たり前のことではないのかなというふうに聞こえてしまいますけども。

掲示板を設置するところを見ていますと、大変いつもよりは時間がかかっていると思いますが、掲示板の設置については、普段の掲示板の設置と今回の設置というのは、委託料に違いがあるのかお伺いいたします。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議長、総務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤総務課長。

◎総務課長(佐藤秀一君)

金額については、見積もりを出していただいて実施しておりますが、特に大きな変化はございません。

なお、先週の土日で設置を完了しております。若干風の強い時期ではあったんですが、シルバーの方のご協力をいただきまして、無事設置されたということをご報告させていただきます。

◎議長(赤城大地君)

他にございますか。

質疑も尽きたようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、承認第1号「専決処分の報告及びその承認について 専決第1号 令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第9号)」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって本件は承認することに決定いたしました。

次に、議案第1号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議長(赤城大地君)

質疑も無いようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第2号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第3号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎10番(五十嵐一夫君)

議長、10番。

◎議長(赤城大地君)

10番、五十嵐一夫君。

◎10番(五十嵐一夫君)

私は、本案について反対の立場から申し上げます。

昨年、議員報酬の値上げがありましたけれども、その時に私は賛成しました。

ただ、付帯決議として、やはりただ単に報酬を上げるのではなく、いろんな形で議員が何をすべきか、こういったことをする、そういった姿勢を見せなくてはいけない、というようなことで付帯決議をやりましたが、それは見事に取り上げられませんでした。

今回やはり、議会議員がこういった報酬が上がるという時には、何かしらやっぱり町民に示すべきではないかというようなことがあるわけです。

そういったことが、この前の議会の中でも発言がありませんでした。やはり、こういったことがない以上、単純に上げるべきではないというようなことでありますので、この改正案には反対いたします。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(赤城大地君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

私はこの議案に対して反対の立場で討論いたします。

昨年度、議員報酬が改定になり、増額されました。そして今、一般的に物価高が叫ばれており、町民そして国民の方々の生活が大変だという中、報酬がアップされたばかりですし、今回のこの議員の期末手当の件に関しましては、反対するべきだと思いますので、反対といたします。

◎1 番(高久敏明君)

議長、1 番。

◎議長(赤城大地君)

1 番、高久敏明君。

◎1 番(高久敏明君)

私は賛成の立場から討論いたします。

私は、前回の議員報酬を上げる時には反対いたしました。基本的には、議員の報酬を上げる必要は無いと思っております。

ただし、今回の議員の報酬を考える時には、議員報酬本体そのものを必要であれば減額するなどの議論をすればいいと考えております。

今回は、県が上げたということでそれに準ずるということで、私は制度設計上は、ある程度全く一緒である必要は無いと思いますが、やはり準じたかたちで条例を揃えておく必要があるのではないかとというのが私の考えでございます。

◎12 番(酒井育子君)

議長、12 番。

◎議長(赤城大地君)

12 番、酒井育子君。

◎12 番(酒井育子君)

私は、今回の値上げについては反対の立場で申し上げてみたいと思います。

昨年の 4 月から議員の報酬が大幅に値上げされ、町民の皆様方の意見も相当にいろいろなかたちで議員の皆様、あるいは職員の皆様方もお聞きしているのではないかとこのように考えておりますし、思っております。

そういう中であって、議員の報酬というのは、私は町の財政によって決められることであって、県議会の方で 0.05 上がったから、じゃあ町ではどうなんだ、議会はどうなんだということではないかと思っておりますし、また、いろんな意見がございまして、議員の報酬が安いから議員に成り手がいないではなく、やはりその町々の議会のあり方によって議員の成り手がある

ないと私は大きく考えられるのではないかなと思っております。

そういう観点から、令和7年度の12月に終わってしまったことを更に今、その差額を支給するというのではなく、もしこのお金があれば、先程同僚議員が言われましたけれども、やはり今物価高で町民感情があります。そういう中でまたかということではなく、いくら少額であっても、この金額を少しでも財政調整基金なり、あるいは目的をもった基金の方に積み立てをしていけばいいのではないかなという観点から私は反対の意見で申し上げたいと思います。

◎議長(赤城大地君)

賛成討論の発言はございませんか。

◎6番(小畑博司君)

議長、6番。

◎議長(赤城大地君)

6番、小畑博司君。

◎6番(小畑博司君)

町民の皆さんの感情というような発言が何人かからございましたけれども、既に昨年議員報酬は時間をかけて討論・議論をしてなぜ上げるのかということも含めてお互いに議論を交わしてきた結果で上げてきました。

またそれを持ち出して今更云々ということについては、一度議会で決めたことを否定しようということなのかどうか分かりませんが、それではこの議会制民主主義というのは成り立たないと思います。

また更に、特別報酬審議会の中で町民の皆さんの代表によるお話しの中でもこれは必要であるというふうに認められているという経過も踏まえなければいけないのではないかと、更に言えば、今後坂下は報酬を上げましたが、それに追随をしてこれからの地方議員の成り手等について、新たな展開も起きてくるのではないかと思いますけれども、そういう中で議員報酬も他では坂下に近づいてきたという結果になった時に、期末手当だけは坂下は低いです、勝手に直すこともままならないだろうし、自ら上げようなどということは、また混乱になるというふうに思います。

目の前の現状23万なにかしのお金が必要になってきますけども、それだけでなく、今後の地方議会のあり方等も含めて、町民の皆さんにお示しするのであれば、23万を返しますよではなく、今まで以上にしっかりと地方議会の議員として役割を果たしていきますよ、議会としても重く受けとめて頑張っていきますよということを行動において示すべきではないか、それが必要なものであって、今回については全国的な問題でもあり、今の提起されている方向で進めるべきではないかというふうに思い賛成の討論といたします。

◎議長(赤城大地君)

討論も尽きたようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(赤城大地君)

起立多数であります。よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第4号「財産の取得について」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号「財産の取得について」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第5号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第10号)」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎13番(山口享君)

議長、13番。

◎議長(赤城大地君)

13番、山口享君。

◎13番(山口享君)

歳出の4ページの国勢調査についてであります。

報告会という言葉が何回か出たんですけど、報告会というのは、誰に何を報告するのか教えてください。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議長、総務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤総務課長。

◎総務課長(佐藤秀一君)

今回初めての試みだと思うんですが、県の方で実際に統計調査事務に携わった指導員と調査員にお話しを聞きたいということで、1月26日、今週の月曜日なんですが、初めて開催しまして、これに関しても謝礼を出しておりますので、こういったものに対する経費が今回統計関係の補正予算として計上させていただいております。

◎議長(赤城大地君)

質疑も尽きたようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎10番(五十嵐一夫君)

議長、10番。

◎議長(赤城大地君)

10番、五十嵐一夫君。

◎10番(五十嵐一夫君)

反対の立場から申し上げます。

先程の条例改正案のところで反対しましたので、歳出の議会費については認められませんので、私は反対いたします。

◎議長(赤城大地君)

討論も尽きたようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第10号)」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(赤城大地君)

起立多数であります。よって本案は原案の通り可決されました。

以上をもって本臨時会に付された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和8年第1回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年1月29日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員